



1年の締めくくりの月になりましたが、振り返ってみて、皆さんはどんな一年でしたでしょうか？

コロナウィルスの感染状況が少し落ち着いたかと思うと、新たな変異株オミクロンのため、引き続きの感染対策が必要となりますね。感染対策をしながら、年末年始の過ごし方を考えていけたらと思います。

## 「生計を一にする」にするについての判断基準

年末調整の時期に「**生計を一にする**」という言葉を目にすることがあるかと思いますが、税金の優遇措置を受けるために「生計を一にする」ことが条件となっていることがあります。そこで、「**生計を一にする**」について整理したいと思います。

国税庁のHPを見てみると、「**日常の生活の資を共にすることをいいます**」と書いてありますが、必ずしも同居を要件としているものではなく、同居の場合は、「**生計を一にする**」とされる傾向にあります。別居でも「**生計を一にする**」と判断されることもあります。



そこで、「**生計を一にする**」の判断要素を具体的にみていきたいと思います。

判断要素	「 <b>生計を一にする</b> 」に該当する場合	該当しない場合
収入や生活の状況	親族が別の親族の生活費を負担している	家族にそれぞれ独立した収入があり、その収入で独自に生活費を負担している
水道光熱費などの支払い状況	メーターや回線が共通で実費精算も行われていない	同居している親族それぞれの居住スペースごとにメーターや回線が別れている、または、利用料に応じて実費精算されている。
家族間での家賃の負担	家族間での家賃のやりとりがない	同居している親族が、家の所有者である親族へ家賃を支払っている
建物の構造	玄関、キッチン、風呂などを共用しており、建物内の居住スペースを自由に往来できる	玄関、キッチン、風呂など主要な施設が別々にあり、建物内で世帯間の行き来ができない
不動産登記の状況	同居している親族のどちらかのみ所有となっている	不動産の持ち分が居住スペースごとに区分所有されている
住民票や社会保険における世帯の状況	住民票や社会保険制度上の世帯が同じ	住民票や社会保険制度上の世帯が別

別居の場合に、「**生計を一にする**」と判断される例が、国税庁のHPでみることができます。

- ・勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇は起居を共にすることを常例としている
- ・生活費、学資金、療養費等の送金が行われている。

### 典型的な例をあげると・・・

子供が進学のために下宿しているケースや、配偶者が単身赴任しているケース、親が老人ホームに入居しているケースなどになります。

### 【確定申告の際の医療費控除について】

医療費控除は、**生計を一にする**配偶者や子供など親族の分をまとめて、確定申告することができます。**扶養は条件とはならず**、同居していない場合でも該当するケースもあります。共働きの夫婦でも、**生計を一にしていて**、妻の医療費を夫が支払っている場合には、夫の医療費控除の対象です。年金などの生活費が少なく、仕送りで生活をしている別居の親の医療費も含めることができます。



## ふるさと納税について、気をつけたい点

ふるさと納税で、自治体に寄付をし、寄付金控除の申請を忘れていませんか？

控除を受けるためには、「ワンストップ特例制度」または、「確定申告」の手続きが必要になります。

そこで、「ワンストップ特例制度」について、説明したいと思います。この制度は、ふるさと納税の寄付をした際に、寄付先の自治体に所定の書類を送付するだけで、控除を受けることができる制度です。

「ワンストップ特例制度」を利用するには・・・

対象者：①もともと確定申告や住民税申告をする必要のない給与所得者等であること

②年間寄付先が5自治体以内の人

※ 2つの条件に当てはまる人が対象です。

寄付する自治体の数：5つ以内

申請：寄付する自治体すべてに、寄付する都度、「ワンストップ特例の適用を受ける申請書」を提出

提出期限：寄付する、**翌年の1月10日**まで

【申請に必要なものについて】

・**申請用紙**：送付方法は、自治体によって異なります。封筒に入れて送られてくることが多いですが、返礼品の中に一緒に入っていることもあります。特定のサイトでは、マイページなどから出力することもできます。ご自身で用意される場合は、無記入の申請用紙をダウンロードし、印刷した用紙に必要事項を記入して提出することも可能です。

・**本人確認書類**：マイナンバーカード（写し※両面）、通知カード（写し）もしくは、住民票（写し）

と運転免許証（写し）もしくは、パスポート（写し）、通知カード（写し）もしくは、住民票（写し）

と健康保険証および年金手帳など、提出先自治体が認める公的書類2点以上の写し

上記2点をそろえて、提出期限までに、各自治体に書類を郵送してください。



ワンストップ特例制度を利用した場合と確定申告をした場合の代表的相違点は、下記の通りです。

	確定申告する場合	ワンストップ特例制度を利用する場合
控除対象	所得税と住民税	住民税のみ
控除金額	同じ	
寄付できる自治体数	6自治体以上でもOK	5自治体まで
申請期限	翌年の2月16日～3月15日	翌年の1月10日まで

【ワンストップ特例制度と確定申告はどちらが得？】

ワンストップ特例制度と確定申告のどちらを行ったとして、基本的には控除額に差はありません。

ただし、住宅ローン控除を受けている場合はその限りではありません。住宅ローンの控除対象は所得税です。

ふるさと納税した後に確定申告を行った場合は、上述したように所得税も控除対象となります。

つまり、住宅ローン控除を利用しながら確定申告でふるさと納税を申告した場合、控除対象分が減ってしまう

可能性があるのです。対して、ワンストップ特例制度を利用した場合は住民税のみが控除対象のため、

住宅ローン控除を利用していたとしても合計の控除額に影響はありません。住宅ローンの残高によっては、ワンストップ特例

制度を利用したほうがお得なケースがあります。



 **優経税理士法人**

（経済産業省認定）経営革新等支援機関  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階  
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458  
✉ ukz@uk-g.co.jp Ⓜ http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心よりお  
待ちしております。